

訪問看護ステーション Every 訪問看護利用料金表（医療保険）

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

1. 保険単位と基本利用料

	後期高齢者(75歳以上)		1割、2割、3割
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 (70歳～74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

2. 基本利用料金明細

	週3日まで			週4日以上		
	看護師	准看護師	理学療法士等	看護師	准看護師	理学療法士等
訪問看護 基本療養費Ⅰ	5,550円	5,050円	5,550円	6,550円	6,050円	5,550円
訪問看護 基本療養費Ⅱ	人数区分	条件(週/月)	看護師、理学療法士	准看護師等		
	同一日に3人～9人	週3日目	2,780円	2,530円		
		週4日目	3,280円	3,030円		
	同一日に10人～19人	月20日	2,760円	2,520円		
		月21日	2,660円	2,420円		
同一日に20人～49人	月20日	2,710円	2,470円			
	月21日	2,610円	2,370円			
同一日に50人以上	月20日	2,610円	2,370円			
	月21日	2,510円	2,270円			
訪問看護 基本療養費Ⅲ (在宅に備えた外泊)	8500円 入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病などは入院中に2回					
訪問看護療養費	月の初日	2日目以降				
	7670円	管理療養費Ⅰ	3,000円			
		管理療養費Ⅱ	2,500円			
訪問看護物価対応料	月の初日	2日目以降				
	60円	20円				

サービス内容	加算金額	備考	
機能強化型Ⅰ	13,760円/月	訪問看護療養費(月の初日)	
機能強化型Ⅱ	10,461円/月	訪問看護療養費(月の初日)	
機能強化型Ⅲ	9,030円/月	訪問看護療養費(月の初日)	
機能強化型Ⅳ	9,030円/月	訪問看護療養費(月の初日)	
24時間対応体制加算 ・負担軽減処置 ・それ以外	6800円/月 6520円/月	休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化当時に電話で看護に関する意見を求めることができる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。	
緊急訪問看護加算(月14日目迄)	2,650円/回	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合	
緊急訪問看護加算(月15日目以降)	2,000円/回		
難病等複数回訪問看護加算			
同一建物内の人数	1日に2回の場合	1日に3回以上(月20日目まで)	1日に3回以上(月21日目以降)
1人または2人	4,500円	8,000円	8,000円
3人以上9人以下	4,000円	7,200円	6,900円
10人以上19人以下	3,700円	6,300円	5,200円
20人以上49人以下	3,500円	4,800円	3,500円
50人以上	3,300円	4,100円	3,000円
夜間・早朝訪問看護加算(夜間とは18時～22時、早朝とは6時～8時)			
同一建物内の人数	月15日まで	月16日以降	
1人または2人	2,100円	2,100円	
3人以上9人以下	2,100円	1,900円	
10人以上19人以下	1,800円	1,300円	
20人以上49人以下	1,200円	950円	
50人以上	1,000円	800円	
深夜訪問看護加算(深夜とは22時～6時)			
人数区分	日次(15日迄)	日次(16日以降)	
1～2人	4,200円	4,200円	
3人以上～9人以下	4,200円	4,000円	
10人以上～19人以下	3,900円	2,300円	
20人以上～49人以下	2,100円	1,500円	
50人以上	1,800円	1,300円	

複数名訪問看護加算(週に1回算定)

区分(職種)	同一日1人~2人	同一日3人~9人	同一日10人~19	20人~49人	50人以上
イ 他の看護師等	4,500円	4,000円	3,400円	3,000円	2,700円
ロ 他の准看護師	3,800円	3,400円	2,800円	2,500円	2,200円
ハ その他の職員	3,000円	2,700円	2,100円	1,900円	1,600円
ニ その他(1日1回)	3,000円	2,700円	2,100円	1,900円	1,600円
ニ その他(1日2回)	6,000円	5,400円	3,800円	3,450円	3,300円
ニ その他(1日3回~)	10,000円	9,000円	5,500円	4,800円	4,500円
一人での看護が困難である場合(利用者・家族の同意を得た場合) ①悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の方 ②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けているかた ③特別な管理を必要とする方 ※その他職員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を含む					
訪問看護医療情報連携加算：1000円/月					
長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える)	5,200円	特別管理加算対象・特別指示書の場合は1回/週まで可能			
退院時共同指導加算 (1回 がん末期等は2回)	8,000円	病院や介護老人保健福祉施設に入院、入所中の方が退院・退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合			
特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は加算)	2,000円				
退院支援指導加算	6,000円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合			
在宅患者連携指導加算 (月1回)	3,000円	医療関係職種間の連携による指導等			
ベースアップ評価料Ⅰ	1,050円	月に1回の算定			
ベースアップ評価料Ⅱ (Ⅱ1~36)	30円~1,080円	スコア評価が1から36段階までである			
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンス			
訪問看護ターミナルケア療養費 (介護保険との通算可能)	25,000円	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合			
訪問看護情報提供療養費	1,500円	市等への情報提供			
特別管理加算(Ⅰ) (Ⅱ)	5,000円/月 2,500円/月	Ⅰ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 Ⅱ. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥創の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態			

- 注：特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のある方・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示書が出た場合、一月につき指示の日から14日を限度として訪問看護が適用となる。
(但し、①気管カニューレを使用している状態、②真皮を越える褥創の状態の方については、月2回まで)
3. その他利用料(ご利用者の選定にかかる訪問看護の提供に関する差額)
長時間、休日訪問の料金について(実費自己負担になります)

訪問提供時間帯	単 位	金 額
営業時間内で2時間を超える訪問 (長時間訪問看護加算の対象外の時)	9:00~18:00 30分毎	1,000円
休日の訪問	1回	1,000円
週3回を超える訪問(回数制限のある方)	1回	8,500円

5. その他利用料(交通費等実費)

交通費	事業所を拠点として 片道おおむね 5km未満・・・1kmごとに150円 5km以上・・・1kmごとに250円 公共交通機関利用は、実費
死後の処置料(エンゼルケア)	15,000円